

静かな空を
もとめて

昭島支部だより

第2次新横田基地公害訴訟
昭島支部 7月15日 第7号
発行責任者 永川勝則
編集責任者 奥村 博

第2次
新横田基地
公害訴訟

第1回口頭弁論



私たち原告団905人が、
夜間飛行禁止、騒音被害の
損害賠償を国に求めた訴訟
の第1回口頭弁論が10日、
東京地裁立川支部であり、
大野団長他2人が「ささや
かだが切実な願い」と訴え
ました。猛暑の中、傍聴席
を埋めつくした原告団の皆
さん大変ご苦労様でした。

被害に終止符を打つ判決を

訴訟ポイント 支部勉強会

8月4日(日)午後1時30分

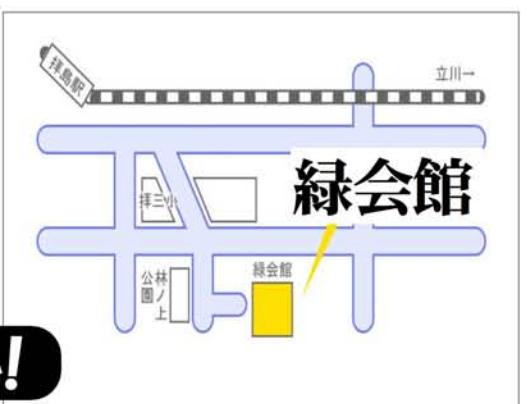


昭島市緑会館

弁護団の吉田榮士、杉野
公彦弁護士から解りやすく
お話しします

終了後、暑氣
払いします

無料!



傍聴には昭島支部から40名が参加、バスは市役所から田中団地、緑町、松原町、美堀町を廻り満席となりました。炎天下の中、裁判所前で事前集会を行い入場しました。

意旨陳述の最初に立つた大野芳一団長は、「これまでの裁判では判決までの過去分の賠償にとどまるところから、騒音の続く限り次々と訴訟を続けることにな

る。静かで安全な生活環境を孫子の世代に渡すためにも、騒音被害に終止符を打つ判決を求めたい」と訴えました。次に国による騒音の区域見直しで航空機騒音の「うるささ指数(W値)」を変更された八王子の渡辺てつよさんは、「150mしか離れていない場所で変更されたのはおかしい、全く静かになっていない」

と訴えました。基地北側の瑞穂町に住む清水幸一(原告団事務局長)さんは、「前判決で、国の無策、怠慢を指弾されたが全く騒音被害は変わらない」と主張しました。国は請求は認められないとした36ページの答弁書を提出しました。今日の弁論に対する反論となる次回の弁論は、10月30日(水)11時と決まりました。